

### 第 3 回いじめ問題等対策委員会の開催について

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定により教育委員会が行うこととされている重大事態について調査審議するため、「群馬県いじめ問題等対策委員会」を下記のとおり開催します。

#### 記

1 日 時

令和 7 年 1 0 月 8 日（水曜日）午後 6 時

2 場 所

群馬県庁 2 4 階 教育委員会会議室

3 内 容

- （１）重大事態審議（令和 6 年 5 月 2 7 日付発生報告のあった県立高等学校いじめ事案）
- （２）その他

<会議の非公開について>

第 3 回群馬県いじめ問題等対策委員会は、群馬県いじめ問題等対策委員会運営要綱第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、非公開となります。傍聴受付は行いませんので、予めご了承ください。

なお、審議の概要については、後日、教育委員会ホームページにて公開予定です。

【参考（関連法令）等】

○群馬県いじめ問題等対策委員会運営要綱

第3条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が対策委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 条例第2条第2号及び第3号の調査審議を行う場合
- 二 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合（ただし、前号に該当する場合を除く。）
- 三 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

○群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例

第二条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に必要な助言等を行うこと。
- 二 法第28条第1項の規定により教育委員会が行うこととされている重大事態に係る調査審議を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、県立学校に在籍する生徒等の生命又は心身に重大な被害が生じた事案であって、学校生活に起因する疑いがあるもののうち、教育委員会が必要と認めるものについて事実関係の調査審議を行うこと。